香芝市訓令乙第５号

各 部 課 室
各出先機関

香芝市職員昇任候補者資格試験実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和８年１０月２８日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市職員昇任候補者資格試験実施要綱の一部を改正する要綱

香芝市職員昇任候補者資格試験実施要綱（令和６年訓令乙第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　案	現　　行
（試験実施日等） 第６条　［略］ ２　［略］ （１）～（４）　［略］ （５）　裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 （６）　［略］ ３・４　［略］	（試験実施日等） 第６条　［略］ ２　［略］ （１）～（４）　［略］ （５）　裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 （６）　［略］ ３・４　［略］

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。